

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国(真岡税務署長)

令和3年4月14日棄却・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、令和2年2月19日判決、本資料270号-22・順号13382)

判 決

控訴人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	鳥飼 重和 堀 招子 瀧谷 耕二 竹内 亮
同補助参加人	B
同代表者代表理事	乙
同訴訟代理人弁護士	阪本 清 阪本 智宏 島田 浩樹 高村 充保
同補助参加人	C農業協同組合
同代表者代表理事	丙
同訴訟代理人弁護士	中山 博之 青木 康之 黒坂 頌胤 長谷川 亮一
被控訴人	国
同代表者法務大臣 処分行政庁	上川 陽子 真岡税務署長 高市 智恵子
同指定代理人	角木 渉 若狭 圭悟 渡邊 敬子 清野 将史 多田 泰之

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用のうち、控訴人補助参加人Bの参加によって生じた費用は同補助参加人の負担とし、

控訴人補助参加人C農業協同組合の参加によって生じた費用は同補助参加人の負担とし、その余は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を次のとおり変更する。
- 2 真岡税務署長が控訴人に対し平成27年3月17日付けでした控訴人の平成19年1月1日から同年12月31日までの事業年度以後の法人税の青色申告の承認取消処分を取り消す。
- 3 真岡税務署長が控訴人に対し平成27年3月17日付けでした控訴人の平成19年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額7751万6478円、納付すべき税額3522万5400円を超える部分及び同法人税に係る重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 4 真岡税務署長が控訴人に対し平成27年3月17日付けでした控訴人の平成20年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額1億0624万0635円、納付すべき税額3013万3200円を超える部分及び同法人税に係る重加算税の賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 5 真岡税務署長が控訴人に対し平成27年3月17日付けでした控訴人の平成21年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税に係る重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 6 真岡税務署長が控訴人に対し平成27年3月17日付けでした控訴人の平成22年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税に係る重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 7 真岡税務署長が控訴人に対し平成27年3月17日付けでした控訴人の平成23年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税に係る重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 8 真岡税務署長が控訴人に対し平成27年3月17日付けでした控訴人の平成24年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税に係る重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 9 真岡税務署長が控訴人に対し平成27年3月17日付けでした控訴人の平成25年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税に係る重加算税の賦課決定処分を取り消す。
- 10 真岡税務署長が控訴人に対し平成27年3月17日付けでした控訴人の平成25年1月1日から同年12月31日までの課税事業年度の復興特別法人税に係る重加算税の賦課決定処分を取り消す。

第2 事案の概要等（用語の略称は、特に断らない限り、原判決の例による。）

- 1 控訴人（1審原告）は、平成19年から平成25年までの各1月1日から12月31日までの事業年度（平成19年12月期から平成25年12月期までの本件各事業年度）の法人税及び平成25年1月1日から同年12月31日までの課税事業年度（平成25年12月期）の復興特別法人税につき、租税特別措置法（措置法）67条の3第1項2号に定める農業協同組合等に委託して行う肉用牛の売却に係る所得の課税の特例（本件特例）が適用されるとして、かつ、平成25年12月期の法人税及び復興特別法人税については更に控訴人を退職した元代表取締役（控訴人元代表者）への退職給与（本件役員退職給与）の支給額が損金の額に算入されるとして、それぞれ申告をしたところ、真岡税務署長から、控訴人が本件各事業年度において行った肉用牛の売却取引の中には、本件特例の適用が認められないにもかかわらず、控訴人補助参加人らに委託して行う売却であるように装われたものがあり、当該取引は、法人税法1

27条1項3号及び国税通則法68条1項の「仮装」に該当し、かつ、国税通則法70条5項（現4項）の「偽りその他不正の行為」に該当するなどとして、平成27年3月17日付けで、平成19年12月期以後の法人税の青色申告の承認取消処分（本件青色承認取消処分）、本件各事業年度の法人税及び平成25年12月期の復興特別法人税の各更正処分（以下、これらのうち法定申告期限から5年を経過した日以後にされた平成19年12月期及び平成20年12月期の法人税の各更正処分を「本件各更正処分」という。）並びに重加算税の各賦課決定処分（本件各賦課決定処分）を受け、また、本件役員退職給与の額には法人税法34条2項の「不相当に高額な部分の金額」があるとして、平成27年6月29日付けで、平成25年12月期の法人税及び復興特別法人税の各再更正処分並びに過少申告加算税の各賦課決定処分（本件各再更正処分等、本件青色承認取消処分、本件各更正処分及び本件各賦課決定処分と併せて「本件各処分」という。）を受けた。

控訴人は、真岡税務署長指摘の各取引に本件特例の適用がないことは争わないが、「仮装」の事実はなく、「偽りその他不正の行為」にも該当しないと主張して、①本件青色承認取消処分、②本件各更正処分のうち申告額を超える部分及び③本件各賦課決定処分の各取消しを求め、また、本件役員退職給与の額には「不相当に高額な部分の金額」はないと主張して、④本件各再更正処分等（再更正処分については平成27年3月17日付け更正処分の額を超える部分）の各取消しを求めたところ、原審は、控訴人の請求をいずれも棄却した。

そこで、控訴人は、原判決中、前記①、②及び③の各処分の取消しを求める請求を棄却した部分を不服として控訴した。そのため、④の処分の取消しを求める請求の当否は、当審における審理の対象ではない。

2 関係法令の定め、概要、前提事実、争点及び当事者の主張の要旨は、原判決「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」（以下「原判決第2」という。）の1から3（2）まで（5頁12行目から14頁9行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり訂正する。

- (1) 原判決7頁19行目の「本店所在地」を「本店住所」と改める。
- (2) 原判決12頁2行目の「協議」を「随時の協議」と改める。
- (3) 原判決12頁3行目の「十分に関与」を「相応に関与」と改める。
- (4) 原判決12頁7行目の「売却委託要領」の前に「市場価格に準じた価格をもって売却するとの」を加える。
- (5) 原判決13頁2行目末尾の次に「控訴人を含む一般の納税者は本件特例の趣旨について正確に認識しているわけではなく、仮に認識していたとしてもそれを勘案して被控訴人が主張する解釈を導くことはできない。」を加える。

第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、原判決「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」（以下「原判決第3」という。）の1及び2（18頁6行目から33頁9行目まで）並びに4（39頁24行目から40頁15行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。ただし、原判決を次のとおり訂正する。

- (1) 原判決28頁13行目冒頭に以下のとおり加える。

「国税通則法68条1項の規定する重加算税は行政上の措置であって違反者の不正行為の反社会性ないし反道徳性に着目してこれに対する制裁として科せられる刑罰とは趣旨性質

を異にするから、同項による重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装し、その隠ぺい、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したもので足り、それ以上に、申告に際し納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではないと解され（最高裁昭和62年5月8日第二小法廷判決集民151号35頁）、法人税法127条1項3号の「隠ぺい」「仮装」についても、同様であると解される。

そして、」

(2) 原判決28頁25行目末尾の次に改行の上、次のとおり加える。

「本件特例は、国内の肉用牛の増産を目的として肉用牛の改良、増殖、肥育等の技術の向上のほか価格形成の合理化、流通機構の改善等が図られてきたところ、税制面からもその助成措置を講じ、これによって、農家における肉用牛の飼育を増加させることを目的として昭和42年に創設されたものである。本件特例は、国内の肉用牛の増殖肥育を奨励し、併せて、国内の牛肉価格形成の合理化に資することを制度趣旨とし、本件特例の要件に該当すれば、対象の肉用牛の売却による利益に相当する金額を全て損金とし、課税されない。

このように」

(3) 原判決29頁2行目の「同号に規定する」の前に「本件特例が」を加える。

(4) 原判決29頁7行目の「いうべきである」を「いうべきであり、指定農協等が相応に売買や価格形成に関与しただけでは足りない」と改める。

(5) 原判決29頁8行目の「この点は、当事者間に争いがないものと解され、」を削り、10行目の「であることも」を「であることは」に改める。

(6) 原判決30頁8行目の「関与している」の前に「主体的に」を加える。

(7) 原判決31頁2行目の「原告」の前に「随時協議が行われていたとの」を加え、3行目の「協議は」を「協議として、証拠上認定できるのは」に改める。

(8) 原判決32頁10行目の「装っていたものである。」の次に改行の上、以下のとおり加える。

「前記のような本件特例の制度趣旨や内容に加え、控訴人が肉用牛の飼育、肥育及び販売を目的とする会社であること（前提事実（1）ア）、平成19年12月期から平成25年12月期までの控訴人に係る農業生産法人の肉用牛の売却に係る所得の課税の特例の損金不算入額は原判決別紙4の順号②記載のとおり毎年1億円ないし2億円を上回る相当多額であること（弁論の全趣旨）を併せ考えると、控訴人は前記のような本件特例の趣旨や内容を十分に理解していたものと考えられる。

したがって、」

(9) 原判決32頁12行目から13行目にかけての「そのようなものであること」を「そのようなものであって、同号に規定する「委託して行う売却」に当たらないこと」に改め、18行目の「関与」の前に「相応に」を加える。

第4 以上によると、原判決中、前記①、②及び③の各処分の取消しを求める控訴人の請求を棄却した部分は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部

裁判長裁判官 矢尾 渉

裁判官 三浦 隆志

裁判官 田中 一隆